








主要国・地域へ適用中の追加関税率一覧 (2026/4/6~)

(注1)

原産国・地域

対象品目								左記以外 の国・地域	
鉄鋼・アルミ製品	50%	50%	50%	50%	50%	50% <small>関税割当の設定を検討</small>	50%	50% <small>英国は25% (注2)</small>	
銅製品	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	25-50%	
鉄鋼・アルミ 派生品	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50%	15-50% <small>英国は15-25% (注2)</small>	
<p>産業機器や電力網関連機器に用いる場合、 4月6日~2027年12月31日まではMFN税率>15%→MFN税率、MFN税率≤15%→15% 2028年1月1日からは25%へ引き上げ</p> <p>米国で95%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する派生品、精錬・鋳造した銅を使用する製品および精錬・鋳造したアルミを使用する派生品は10%</p>									
自動車・同部品	<p>2025年4月5日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能</p> <p>25% 25% 25% 25% 25% 15% 15% 25%</p> <p>USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除</p> <p>英国は年間10万台まで10%、 日本・EU・韓国はMFN税率を含め15%</p>								
中・大型 トラックおよび 同部品	<p>2025年11月1日以降に米国で組み立てられた自動車の部品に追加関税が課された場合、自動車の希望小売価格の3.75%を部品関税の支払いに充当可能</p> <p>25% 25% 25% 25% 25% 25% 25% 25%</p> <p>USMCAの自動車原産地規則を満たす自動車は非米国産部分のみ関税適用 自動車部品は関税適用のプロセス確立まで適用免除</p>								
木材・製材	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
木材製品 <small>(ソファなど布張りの木材製品、 キッチンキャビネット、 洗面化粧台および同部品)</small>	25%	25%	25%	25%	25%	15%	15%	25% <small>英国は10%、日本・韓国・EUはMFN税率を含め15%</small>	
<p>2027年1月1日に関税率を引き上げ予定</p>									
半導体 <small>(特定の仕様を満たす製品)</small>	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	25%	
上記以外の品目 (122条課徴金)	<p>重要鉱物、通貨・地金に使用される金属、エネルギー・同製品、米国で生産などができない資源、一部の農産物、医薬品・医薬品原料、 特定の電子機器、乗用車・特定の小・中・大型トラック・バス・同部品、航空宇宙製品、手荷物などは対象外</p> <p>10% 10% 10% 10% 10% 10% 10% 10%</p> <p>USMCAの原産地規則を満たす製品は対象外</p>								

(注1) このほか、品目によって中国原産品には1974年通商法301条に基づく関税も賦課される。

(注2) 英国で95%以上を溶解・注湯した鉄鋼を使用する鉄鋼製品・派生品および精錬・鋳造したアルミを使用するアルミ製品・派生品

(注3) 青掛け項目は1962年通商拡大法232条、緑掛け項目は1974年通商法122条を根拠法に発動 (出所) 米国政府発表資料などから作成、2026年4月14日時点

2 | 大統領に関税を設定できる権限を与える法律など

- 米国では憲法上、通商は原則として連邦議会が所管しているが、一部の関税措置については、過去に成立した法律を基に大統領に権限委譲されている。そのため、条件次第では大統領権限で賦課することが可能。
- 第1次トランプ政権での関税政策は以下の地域・分析レポートを参照。

[トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | トランプ新政権の米国を読む - 特集 - 地域・分析レポート](#)

根拠法	内容
1930年関税法338条	特定国が、他国に比べて米国に不利益をもたらす差別待遇を採用していると大統領が認定した場合、当該国からの輸入に対し最大50%の追加関税を賦課できる。
1962年通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。
1974年通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を150日を限度に賦課できる。
1974年通商法201条	米国国際貿易委員会（USITC）が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置（セーフガード措置）を発動できる。
1974年通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部（USTR）に輸入制限措置を発動する権限を付与。
1974年通商法406条	共産諸国からの輸入が市場をかく乱しているとUSITCが判断した場合にセーフガード措置の発動を大統領に認める。上限5年間に加え、3年間を限度に1回の延長が可能。
1974年通商法421条	中国からの特定輸入品に対しセーフガード措置を発動することを大統領に認める。中国のWTO加盟から12年（2013年）で失効。同条項に基づきオバマ大統領が2009年、中国製タイヤの輸入急増に対し発動。
国際緊急経済権限法（IEEPA）	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に関連する経済取引を管理するための広範な大統領権限を付与。 →2026年2月20日、米国の連邦最高裁判所は同法に基づいて関税は発動できないと判断
ウルグアイ・ラウンド協定法111条	ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉において互惠関税の撤廃の対象とされた関税区分に属する物品の関税を変更する権限を大統領は有する。

(注) 2026年4月14日時点

(出所) 米国政府発表資料や議会調査局（CRS）などから作成

3 | トランプ政権の関税政策の全容 (232条)

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
1962年 通商拡大法 232条	鉄鋼・アルミ製品	2025年	3月12日	・アルミ製品の追加関税率を10%から25%に引き上げ	2025年	2月17日
				・適用除外を撤廃、対象品目を追加		3月12日
				※米国で溶解・鋳造・精錬された鉄鋼・アルミ材の価格には追加関税が課されない		3月17日
		4月4日	・アルミ缶と缶ビールを関税対象に追加	4月7日		
		6月4日	・鉄・アルミ製品の追加関税率を25%から50%に引き上げ（英国除く）	6月4日		
		6月23日	・白物家電を関税対象に追加	6月23日		
	2026年	4月6日	・約400品目を関税対象に追加	2026年	8月19日	
			・対象品目削減、軽減税率設定、課税方法変更		4月3日	
	自動車・同部品	2025年	4月3日 5月3日	・自動車に対して4月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ	2025年	4月3日
				・部品に対して5月3日以降、既存の関税率に25%を上乗せ		
			※いずれもUSMCAの原産地規則を満たす場合、非米国産製品の価格にのみ追加関税が課される。ただし、部品についてはそのプロセスが確立するまで追加関税は免除			
	4月29日	一部の追加関税の累積の停止および自動車部品に対する追加関税に相殺制度を設ける	4月30日			
	銅	2025年	8月1日	・銅製品に対して8月1日以降、追加関税率を50%にする	2025年	3月14日
				2026年		4月6日
	木材・製材および木材製品	2025年	10月14日	・木材・製材および木材製品に対して10月14日以降、追加関税率を10-25%にする	2025年	7月31日
				※英国は10%、EU、日本は一般関税率（MFN税率）と合わせて15%を上限とする ➡大統領布告（12月31日付）で、一部品目の関税引き上げを2027年1月1日に延期		8月4日
	中・大型トラック	2025年	11月1日	・中・大型トラックに対して11月1日以降、追加関税率を25%にする （HTSUS8702に分類されるバスなどは10%）	2025年	4月3日
	半導体	2026年	1月15日	・一部の半導体に対して2026年1月15日以降、追加関税率を25%にする	2025年	10月21日
	医薬品		7月31日	・特許医薬品などに対して2026年7月31日以降、追加関税率を100%にする （ただし、一部条件を満たす製品は対象外または軽減税率が適用）	2025年 2026年	4月15日 1月15日
	重要鉱物	関税発動なし		・調査の結果、追加関税の賦課はなし。輸入量調整に向けた貿易相手国との協定の交渉を推進。	2025年 2026年	4月15日 4月3日
	民間航空機・同部品		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	2025年	4月16日
	ポリシリコン・無人航空機システム		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中		1月16日
	風力タービン・同部品		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中		5月12日
ロボット・産業機械、個人用防護具（PPE）・医療機器		—	・232条による調査を商務長官に指示、調査中	7月16日		
					8月22日	
					9月26日	

4 | トランプ政権の関税政策の全容（301条・122条など）

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信
1974年通商法 301条	ブラジル輸入品	—		・ 301条による調査をUSTRに指示、調査中	7月17日
	中国をはじめとする 海事・物流・造船分野	2025年	10月14日 11月9日	・ 中国製船舶の米国港湾入港に10月14日以降、追加料金を徴収（自動車運搬船は中国に限定しない） ・ 中国製の港湾クレーンなど荷役設備に対する追加関税率を11月9日以降、100%に引き上げ ➔追加料金の徴収と荷役設備に対する追加関税率引き上げを11月10日から1年間適用停止	4月22日 10月14日 11月7日
	ニカラグア輸入品	2027年	1月1日	・ 301条調査を完了、2027年1月から10%、2028年1月から15%の301条関税を発動	10月22日 12月12日
	中国の半導体	2027年	6月	・ 中国からの半導体などの輸入に対して、2027年6月から実質的に追加関税を発動	12月24日
1974年通商法 122条	国・地域問わず全品目 (一部対象外品目あり)	2026年	2月24日	・ 2月24日以降、全ての輸入に原則10%の課徴金を一般関税率（MFN税率）などに上乗せ	2026年 2月24日

以下、国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目	発動日	関税率など	ビジネス短信	
国際緊急 経済権限法 (IEEPA)	中国原産品	2月4日	・ 既存の関税率に10%を上乗せ	2月3日	
		3月3日	・ 上乗せ関税率を20%に引き上げ	3月4日	
		3月4日	・ 全品目に25%（カナダ産エネルギー・資源品目は10%）	3月4日	
	カナダ、メキシコの 原産品	2025年	8月1日	・ カナダ→35%、メキシコ30%（メキシコは90日間延期）に関税が引き上げ	7月11日 7月14日 8月1日
		3月7日	・ 米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）の原産地規則を満たす産品は追加関税の適用除外対象 ※ただし、自動車・同部品は232条の追加関税の対象となる	3月7日	
		8月6日	・ 既存の関税率に40%を上乗せ（ベースライン関税10%とは別に上乗せ）	8月1日	
		11月20日	・ 一部農産品を対象外とする大統領令を11月20日（米国時間）に発表	11月25日	
	インド原産品	8月27日	・ 既存の関税率に25%を上乗せ予定（相互関税25%とは別に上乗せ）	8月7日	
	ベネズエラ産原油を輸入する 国・地域の原産品	4月2日	・ ベネズエラで採掘・精製された原油や石油製品を輸入する国・地域の原産品に25%を上乗せ 発動の是非の判断は国務長官の裁量となっている	3月25日	
	キューバに石油を販売する国の 原産品	2026年 2月2日	・ キューバに対して直接または間接的に石油を販売、提供する国からの輸入に追加関税。商務長官が国を特定し、商務長官の決定の後、国務長官が追加関税の必要性と、必要な場合の税率を判断。その後大統領が、追加関税の賦課などを最終的に判断。	2月2日	
イランから物品などを輸入する 国の原産品	2026年 2月10日	・ イランから直接または間接的に、物品・サービスを購買、輸入、その他の方法で取得している国からの輸入に追加関税。商務長官が国を特定し、国務長官が追加関税の必要性と、必要な場合の税率を判断。その後、大統領が追加関税の賦課などを判断。	2月10日		

5 | トランプ政権の関税政策の全容 (IEEPA)

以下、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づく関税は米国の連邦最高裁判所の無効判決を受け、2026年2月24日をもって適用を停止した

根拠法	対象品目	発動日		関税率など	ビジネス短信	
国際緊急経済権限法 (IEEPA)	国・地域問わず全品目 ※カナダ、メキシコは対象外	2025年	4月5日 4月9日 8月7日	<ul style="list-style-type: none"> 第1段階として4月5日以降、国・地域問わず実質的に全品目に対して既存の関税率に10%を上乗せ 第2段階として4月9日以降、57カ国・地域に対しては上乗せ率を個別に設定した相互関税率まで引き上げ ➡4月10日～8月1日まで引き上げ税率の適用を停止したほか、新たに課税対象国を追加。中国は5月14日～8月12日まで停止。 ➡7月28～29日の米中通商協議でさらに90日の延期が発表。 ※232条などで追加関税発動済みの品目など一部対象外 日本との関税交渉が7月22日 (米国時間) に終了、日本は15%に EUとの関税交渉合意を踏まえた共同声明が8月21日 (米国時間) に発表 相互関税の対象外品目を修正する大統領令を9月5日 (米国時間) に発表 米中首脳会談を踏まえた米中合意のファクトシートを11月1日 (米国時間) に発表 農産品を相互関税の対象外とする大統領令を11月14日 (米国時間) に発表 スイスとリヒテンシュタインとの共同声明を11月13日 (米国時間) に発表、両国への関税率を15%に引き下げ 韓国に対する相互関税の修正を官報で12月4日 (米国時間) に公示、関税率を15%に引き下げ 台湾との通商合意成立を2026年1月15日 (米国時間)、関税率は15%へ引き下げ 	2025年	4月3日
						4月9日
						4月9日
						4月10日
						5月14日
						7月8日
						7月10日
						7月23日
						7月24日
						7月24日
						7月28日
						7月29日
						7月31日
						8月1日
						8月4日
						8月6日
						8月7日
8月22日						
9月8日						
9月17日						
11月4日						
11月17日						
11月18日						
12月9日						
2026年	1月15日					